

参議院地方行政、法務委員会連合審査会會議録第一号

委員氏名

出席者は左の通り。

委員

法務委員
委員
理事

委員

重宗	雄三君	西郷吉之助君	佐野	廣君	館	哲二君	成田	一郎君	松岡	平市君	鈴木	壽君	森	八三君	白木義一郎君	青山	正一君	大川	光三君	一松	定吉君	棚橋	小虎君	最上	英子君	龜田	得治君	藤原	道子君	後藤	文夫君
加瀬	完君	久保	等君	大沢	雄一君	小柳	牧衛君	吉野	信次君	赤松	常子君	龜田	得治君	藤原	道子君	山口	重彦君	後藤	文夫君	辻	武壽君										

それでは、質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

変装しておりませんので、他の法令等によるところの、隠して持っている、

入れている——銃砲刀剣類が独立して
いる。中に入れているものであるけれど

ども、これは、隠して持っているのは変装刀剣類ではないと解釈したいと思ふのであります。

○棚橋小虎君 現行の銃砲刀剣類等所持取締令によると、第十三条で、変装銃砲刀剣類の所持は禁止されておるようでありますが、今度の法案では禁止の明文がないようであります。これはどういふことになるのか、なぜ明文をはっきり書いておかないのか、その点を。

○政府委員(中川重治君) 棚橋委員御指摘の通りなものであります。現行法は独立の条文で、現行法の十三条にあるのであります。銃砲又は刀剣類は、これを変装して所持することができない。こゝろ現行法は規定しておるのであります。独立の禁止規定を設けたのであります。これを独立の禁止規定を設けるのも一つの方法なんですけれども、変装という概念をよりはっきりさせるために、変装した形の銃砲刀剣類というふうにした方が、ただいま御指摘のような場合において、隠して持っている場合、変装したという概念がよりはっきりする、こゝろ考え方にも立ちまして提案いたしました。法律案の三条の許可の例外、三条の場合、本文では、左の各号の場合を除いては所持してはならない、左の各号に該当する場合は所持して差しつかえないと、差しつかえない場合に許可または登録を受ければ差しつかえないのであるというのが同条第一項第三号、四号の規定なんです。それから変装した形のものを除くということによって、それを所持してはならない旨を明らかにする。言いかえれば、銃砲刀剣類を変装してしまえば、すでに

それは所持を禁止される銃砲刀剣類であるという概念をよりはっきりさせたい、こゝろ趣旨で、現行規定におきましては、十三条という独立規定で禁止事項を持っておりまして、今度は一般的な禁止規定の中に挿入することによって、その概念をよりはっきりさせたい、こゝろ趣旨のものと挿入したのであります。ところが、実際問題としては、禁止の内容を、より概念をはっきりしたいという趣旨に出た以外にございませぬので、変装刀剣類が禁止されるという点につきまして、現行規定と同様でございます。

○棚橋小虎君 現在、第四条または第六条によって、許可を一たん受けたあとでそれを変装して、変装銃砲刀剣類としたようなもの、そういうものは所持は禁止されるのですか。

○政府委員(中川重治君) 一応変装でない形において許可を受けた、その後工作を施して変装すれば、その三号、四号は除かれますが、三条違反と相なります。従いまして所持は禁止され、許可取り消しの原因になります。

○棚橋小虎君 そりうするといふと、初め受けた許可といふものは、変装すれば失効するということになるわけですか、その効力が失効するということになるのですか、その点はどうか。

○政府委員(中川重治君) 失効ということと実体的にはほとんど変わらないので、すけれども、これを正確に申し上げますと、変装したときにおきまして三条違反になる、この法律の三条違反になる。従いまして、法律案十一條の適用を受けるのであります。十一條の適用を受けまして、公安委員会は取り消す、こゝろ行政行為をいたすのであ

ります。取り消されずと、取り消されたことに基いて失効の規定が働いて参りまして、取り消されたことによつて失効すると、こゝろことに相なるのであります。

○棚橋小虎君 そりうすると、そういう場合には、一々変装した場合には取り消さなければならぬということになるのですが、それでは変装して、それを届けることもないでしようし、どういふふうにして知るわけですか。

○政府委員(中川重治君) 変装して非合法に持っている、隠して持っているという場合には、見つけるといふチャンスもない場合もあると思うのですが、許可を受けたものにつきましては、行政庁といたしまして、ときどき検査する規定もございまして、現行法にもございまして、改正法にもあるわけでございますが、そりうすることによつて行政機関は発見に努めるといふのが、一つの作用でございます。同時に、すべての法律がそりうでありますように、関係国民の方におかれまして、法律順法精神に基いて禁止された事柄を順法するという御協力によつて、変装するといふ状態を防いで参りたい、こゝろ思ふのでございます。

○棚橋小虎君 発見に努むると言いますけれども、それは全部にわたつて発見するといふことは、おそらく不可能なことであらうと思ひます。そりうなれば、自然に発見もできないで、残るものができてくる。それよりも、変装した場合に、前の許可は自然に失効するということにした方が、全般的に取り残しのないように取締りができることになるのじやないですか、この点いかがですか。

○政府委員(中川重治君) 御意見は一つの御意見だと思ふのです。そりう、法律上当然効力がなくなると解しておりました。そりう法律の形にしておりまして、変装したやつを持ってこいこいという考えを持っている人たちは、なるべく見つからぬようにやります。こゝろ作用がどういふものがあるのか、同様な結果を来たすのじやないかと思ひます。それで、私どももいたしましては、許可証または登録証を持つておるということ、実態的にそりうすることによつて明らかにする方が、より明確になるという点もございまして、それから、何らの行政確認的な行為がなくて効力がなくなるといふことについては、ややあいまいな点もございまして、取り消すという行政行為をすることの方が、かえつて明確にならうかと考えておることが一つと、それから、先ほども申しましたように、変装刀剣を隠し持ったという概念をより明らかにしたい。こゝろ趣旨に基いて、以上申しましたような規定の仕方をする方が、より正確になるのじやなからうか。言いかえまして、ば、当然失効するといふおきましても、やはり見つからなければ持つてこないといふ点は、大体同様の作用をいたすのじやなからうか、こゝろ思ふのであります。

○大川光三君 私は、まず、銃砲刀剣類取締りの基本的概念についてお伺いしたいのであります。本法の第一条によりますと、銃砲刀剣取締りのための目的が、危害防止にあることを明示されておりますが、かような警察取締りといふものは、できるだけ基本的人権、自由の保障を尊重して立法を

すべきものかと考えるのであります。申すまでもなく、国民は思想及び良心の自由を憲法に保障されております。また、われわれが、この意味からして、銃砲刀剣類を愛好するといふことは、いわゆる良心の自由であります。さらに、憲法においては、財産権は侵してはならないということが明示されておる。しかるに、本法の中で、たとえば第二十五条、二十六条等の条文を見てみますと、この国民が憲法で保障されておる自由と権利をきびしく制約されておつて、しかも、手続がきわめて煩瑣であるという感じがいたすのであります。この点について、いわゆる政府の基本的態度ないし観点についてお伺いをいたしたいのであります。

○政府委員(中川重治君) 基本的態度といたしましては、御指摘のごとく、法律案第一条に規定いたしておりますように、危害予防上必要な規制を行うものである。ところが、危害予防上必要な規制につきましては、財産権の保護その他国民の自由権の保護という立場を十分に尊重いたしまして、かかる権利を制限するについては、公共の福祉のためにやむを得ざる危害予防上の最小限度にとどめる、こゝろいう立場を買いたのであります。現行規定におきましても、そりういう立場で立案されたのでございまして、それをいかに検討いたしますと、さらに財産権を保護した方が、よりいいのではなからうか、こゝろいうふうな考えられる点もありません。現行法中、たとえば現行法は、法令に違反すれば、公安委員会が没取できる旨の規定があつたのでございまして、没取できる規

定の「没収」という言葉を廃止いたしました。そして、そういう危害予防上の見地によつて、違法に所持した銃砲刀剣類につきましては、提出を命ずる、こういう形にいたしました。その場合におきまして、善意の第三者、たとえばその所有者であつて、持っておる者と所持者が違ふ場合であつて、所有者がそういうことについて全然知らなかつたような場合におきまして、現行規定におきましては、完全に没収できる規定であつたのでありますが、この立案に当りましては、善意の所有者の保護に關する規定を入れたのであります。それから、現行法に基づきましては、かかる刀剣銃砲等につきましては、没収し切りであつたのでありますが、そういう形のものを持っておるということ、そういう殺傷用に供するものを持つておるということ、危害予防上差しつかえがある、提出を命じますけれども、それを危害予防上差しつかえないものについて、売却その他をするならば、目的が達成できる、こういうふうな場合に考えられますから、そういうふうな財産権の保護、善意の第三者の保護は、現行法よりも、さらにこの新法の方が、保護を徹底した、こういう考えをもちまして現在の構想を作つたのであります。で、ごさいますけれども、財産権の保護ないしは善意の第三者の保護については、常に細心の注意を払つて、現行法以上に保護に努めて参つたのでございまして、また、ここに規定いたしましたところの銃砲刀剣類は、その機能におきまして、人を殺傷するといふことの機能を持つた器具でございまして、その意味合いにおきまして、危険でございまして、それから、

その危険が、過般来行われております暴力団の暴力などの場合におきまして、乱用されておる向きがございまして、で、こういう点については、危害予防上の趣旨を徹底いたしました。言いかえれば、公共の福祉、被害者の保護といふことを念頭に置きまして、規制を整備した点も確かにあるものでございまして、規制を整備するといふ点は、危害予防上、最小限度にとどめる。ところが、危害予防上、最小限度にとどめまして、危害予防上の目的を達成できる限度において、なるべく、関係者の財産、その他の権利の保護に十分注意を深く規定する。結論的に申しますと、財産権、その他の自由権の保護、公共の福祉といふことを、各条項ごとくに注意深く、調和をとりまして立案し、政府として提案されたという趣旨を御察いただいたのであります。

○棚橋小虎君 ちよつと関連したいのですが、今の問題について、この法律によりまして、個人が護身上、銃砲刀剣類を所持することはできないというふうなところですが、ところが、現在のうちに暴力行為が横行しておる場合、やはりいつ何となく、どういふことがあるかわからぬので、自分の護身のために何か持っておきたい、こういう必要があると思ふのですが、いかがでしょうか。それは、そういうものに対しては、やはり全般的にこの法律によつて所持を禁止されることになるのですか、どうですか。

○政府委員(中川重治君) この提案されましたこの法律案以前の現行法の立場におきましては、護身という觀念は認めないものであります。現行法

は、と申しますのは、ある者がそういう凶器を持つておつて、それに対応して、被害を受ける者が護身のために持つ、こういうことになりまして、また相互にけんかが行われ、こういう結果を来しますもので、護身という觀念は、現行法では持つていないのであります。ところが、護身という觀念を全然また放棄してしまふことも適當でございませぬので、その器具本来の性格がそれぞれ、たとえば刀剣で申しますと、美術愛好、骨董的の趣旨が多くある。日本文化として保存に値する。こういうものである。所持はもろろん合法である。その合法に所持されたといふ目的は、それぞれ有益な目的を持つて所持が認められるのであります。そういう有益な目的で所持が認められたものを、刑法に定める正当防衛、緊急避難の場合にはもろろんのこと、そういう場合において護身のために使用するという点は、この法律も認めておるものであります。正当な理由がある場合においては、携帶、運搬し、てもよろしい。こういう趣旨は、その正当な理由の中に美術愛好とか、観覧とか、そういう趣旨はもろろん入つておりますけれども、加害者がまさにおこつて来る、こういう場合において、それを護身にまくら元においておくといふことは、何ら法律の禁止するところでない。その意味におきまして、棚橋委員の御指摘の護身は、この法案で認めておると思ひます。根本的に、何か暴徒があるから、それを護身するために、ふだん護身のために持たせるといふ觀念をとりましますことは、かえつて被害を多くするといふ見地におきまして、これは護身のためだから許

可してくれという形は認めていないのであります。それと、護身以外の目的によつて許可または登録が認められて、認められたものを護身のために用いるといふことを認める。そういう点におきまして、危害予防上の見地と、いろいろな自分の財産権、生命権を保護するといふ見地を調和したつもりでございまして。

○大川光三君 次に、私は、先ほど棚橋委員から御質疑になりましたのに引き續きまして、条文に基いての疑問点を伺いたのであります。

三、刀剣類製作者の使用人の所持という点について伺います。本法の第三條第一項第七号によりまして、「文化財保護委員會の承認を受けて刀剣類の製作をする者が」その「製作の目的に従つて所持する場合」、こういう規定がございまして、この「製作の目的に従つて」という意味は、どういふことをさすのであるか。これと関連しまして、その他の第一項各号には、常に「業務のため」といふことをずつと書かれておる。あるいは第三條第一項の第五号、第六号、第八号、第九号といふのは、皆「業務のため」とあるのですが、第七号につきまして、「製作の目的に従つて」と、こうありますので、その両者の區別を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(中川重治君) 御指摘のうちに、第七号は、「製作の目的に従つて」といふ文字を用いておるのでございまして、これを「製作の目的に従つて」と用いずして、そのものを業務のために所持する場合、その差異いかん、こういう御質問だと解するのであります。結果的に申しますと同様だ

と思ふのであります。同様であるにもかかわらず、他は、「業務のため」といふ、ここの「製作」と用いた理由いかん、こういうことにならうと思ふので、すけれども、これは上の方で「製作をする者」といふ言葉を使ひました方が、より文章としても映りがいいといふことと、それから、「製作の目的に従つて」といふことは、おおむね業務のためでありましよう。ところが、それを業務と言へると思ふのですけれども、ほかに業務を持つてゐる方、たとえば、ほかに、文筆業なら文筆業という業務を持つてゐるけれども、その方が文筆業の業務に従事しているけれども、たまたま、刀を作るといふことについて趣味を持つてゐらうしやる。その趣味は大へんりつぱな趣味であつて、その趣味に従つて、たまたま一年に一ぺんとかやられる場合において、業務と言へるかどうか、業務と言へようと思ふのでありますけれども、ちよつと言ひにくい点もありますので、「製作の目的」にした方がより具体的であらうと、こう考えたので、「製作の目的」といふ文字を用いたのであります。そういう意味合いを兼ねて「製作」といふ文字を用いるのであります。大川委員御指摘のごとく、業務と書くことと大差はございませぬので、そういう感じを出すという意味で「製作」といふ文字を用いたにすぎないのであります。ところが、そういう製作をする者の使用人になりまして、これは「製作の目的に従つて」やらないで、使用人となりまして、やや間接になりますので、「業務」と言つた方がより適切でありますので、使用人の場合は、七号の場合も

「業務」という言葉を用いたのでござい
ます。そのニュアンスをちよつと表わ
した程度でございまして、結論は一緒
かと思つております。

○大川光三君 今、御説明がありまし
た「製作の目的に従つて」という意味
は、それでわかりました。しかし、追
加して説明されましたように、第三
条の第二項のうちに、「前項第五号から
第十号までに掲げる者の使用人がそれ
ぞれ当該各号に掲げる者の」、今度は
「業務のため所持する場合」と言つて、こ
こでは一括して全部「製作者の使用人の
場合も」「業務のため」と言つておりま
す。条文の関連から見ますと、言葉が
一致せぬような気がするのですがどう
でしょう。意味はわかりますよ。意味
はわかりますが、条文だけ読んでみる
と、製作のためという場合と、使用人
に限つては「業務のため」、これは不
一致があるような感じがするのですが、
いかがでしょう。

○政府委員(中川重治君) これは、御
指摘の点、私も実は認めまして、
その点も考えたつもりでございませ
が、ここで「業務」と言わないで、製作
と言ふのも、一つの方法かと思ひます
けれども、そういったしますと、「業務」
と「製作の目的」が違ふということが、
やや明白になり過ぎる。それでここ
に「業務」と言つてやつた方が、全体のつり
合ひ上からいへば、ところが「製作の
目的」が「業務」であるということに
おわす意味において、七号はわざわざ
「製作」と呼んで、それを一括して「業
務」と呼んでゐる。従つて、ここで言
う「業務」は、他の法令の用いる「業務」
よりもニュアンス的にも広いというこ
とをわすかでございますが、大体、結

論は一緒かと思ひますが、そういう気
持を表わすために、最後までまとめて言
うときには「業務」と言つて、具体的に
言うときには、なるべく具体的に即応
して書いて参つた。そういうやや気持
を表わしたという程度で、結果におい
ては大川委員御指摘の通りであらうと
思ふのであります。

○大川光三君 次に、競技用の拳銃の
所持についてお伺ひいたします。

第六条によりますと、国際競技に参
加する外国人に対する許可の特例が設
けられました。日本人の場合、どの
規定によつてこれを使用するかとい
ふ問題であります。外国人に対しては
第六条で許可ができる。ところが、日
本人でこの国際競技に参加するものに
対しては、どの条項によつていこうか
という問題なんでありませう。

○政府委員(中川重治君) お答えいた
します。日本人の場合におきまして
は、三条第一項各号に掲げる場合にお
きましては、日本人はいずれも合法的
に所持できるわけでございます。三条
各号に掲げる場合によつて該当し、合
法的に所持できる者が競技に参加す
る、こういう建前をとつたのでござい
ます。そういう立場をとることが、国
際競技のまた趣旨にも合致する。御案
内のように、国際競技にはアマチュア規
定というものがございまして、日常そ
ういったような事務をやつてゐる人、
それがいろいろ国際的な競技をする。
こういう建前をとつておりまして、
もつぱらそういうことを職業的にやつ
て、その職業によつて自分の生活をし
てゐるという者は、国際競技の通常欠
格者になつてゐるのでございませう。従
て、日常日本の国内の法規に基

いて所持できない者が、国際競技のた
めだけに持てるということになりませ
う。ややそのアマチュア規定の精神に
も合致いたしませんので、日本におき
ましては、日本の国内法令に基いて合法
的に所持できる者が国際競技に参加す
る。各国とも、おそらく同様だと思
ふのであります。外国におかれまして
も、外国の当該国、たとえばオースト
リアならオーストリアにおいて合
法的に所持できる者が、選手としてお
いでになるかと思ふのですけれども、
外国で合法であつても、わが国では合
法ではない場合がございませうので、そ
れで今度お願いいたしまして、第六
条の規定を置いたものであります。従
つて、いずれの国も、当該国において合
法的に持ち得る者が国際競技の選手と
して出場する。それで日本の選手は、
日本の国内法に基いて、すなわち、第
三条第一項各号によつて合法的に所持
できる者のうちから選ばれて選手にな
る。これがまあ国際競技のアマチュア
規定の精神にも合致いたしまして、そ
れで、外国と日本国の国内法の違ひに
基く調和を六条でとつたのでございま
す。

○大川光三君 そこで、この第三条の
規定ですが、これは結局、次の各号と
いふのは、これは例示的な規定になる
のですか、あるいは限定的な規定かと
いう問題なんです。と申しますのは、
今御説明のように、なるほど、国際
競技にのみ参加するために銃剣等所持の
許可は与えないのだということなんで
すけれども、第六号の場合には、特に
国際競技に参加する外国人については
こういう方法で許可のたと、こう書い
てある。ところが、第三条のどれを見

まして、国際競技に参加とかとい
うことは出てないのですけれども、一
般に、これはしつと見ますと、全
然、国際競技参加のために拳銃は所持
できないのだということが一応思われ
るというので、ここに例示されてお
る「法令に基き職務のため所持する場合」
とか、あるいはまた警察官とかい
う場合、あるいは、その他、試験用に供
するためとか、ここに各号に例示され
てゐるもの、これを見ても、ここから
競技に参加する者が出るのだというよ
うにはどうしても受け取れないのです
けれども、やはり第六号に対しては、何
かそれにたいアップした、国内的な競
技参加に対する許可規定というものを
設けなきゃならぬのじゃないかとい
う感じがするのですが、いかがでしょう

○政府委員(中川重治君) 大川委員御
指摘のようにお考えになるのは、一応
ごもっともでございませう。私もさ
ういふように理解して一応考えてみたの
ですが、ずつとよく考えて参ります
と、やや、ちよつと話がでかくて恐縮
でございますが、国際競技というものは、
それぞれ国家間が、それぞれの国
内法に基いて合法的に持てる、こうい
う人たちのうちから当該国の選手とし
て選んでくる。ところが、合法的に
は、ある国では合法的に持てる。たと
えば、アメリカ合衆国においては、州
によつて違ひますけれども、アメリカ
合衆国のカリフォルニア州では、合法
的に持てる者から選手が来る。その場
合に、アメリカ合衆国のカリフォルニ
ア州では合法的に持てるけれども、日
本では合法的に持てぬという場合があ
る。その場合の調和だけをはかるため

に六条を書いたのでございまして、す
べて選手に属する国において合法的に
持てる者が競技をやるということが、
国際競技のアマチュア規定の精神にも
沿うものですから、その国の法令の異
なることにギャップを補うということ
が、国際競技の最もフェアプレイ的な
意味を発揮するゆゑなんでもあります
ので、国際儀礼上にも合致しますので、
この六条の規定を設けることによつて
調和をいたしたのでございませう。

○大川光三君 次に、許可の基準につ
いて伺ひます。第五条に關する質問で
ございませう。この第五条の欠格事由と
いたしまして、第三条第一項の規定に
違反した者、「第三条第一項の規定に違
反して罰金以上の刑に処せられた者」
は、いわゆる許可が得られないという欠
格事項がございませう。それと第三
条第一項の規定以外の違反中、偽わ
りの方法によつて第四号もしくは第六
条の規定による許可を受けて、そうし
て罰せられた者というものは、欠格事
項にならないという理由を伺ひたい。
○政府委員(中川重治君) この点は、
先ほど大川委員御指摘のごとく、この
法案制定の根本精神と関連いたすわけ
でございませうが、この法案は、御指摘
のように危害予防上の規制をする、こ
ういふ立場でございませう。ただし、危害予
防上の規制はするけれども、それを最
小限度にとどめよう、危害予防上とい
う公共の福祉に合致する限度におい
て、国民の自由権はできるだけ制限し
ない、こういう見地をとつたことに伴
う結果でございませう。すべての他の法
令もさういふ立場を大体とつておるの
でございませうが、許可というこ
によつて留保された場合において、その

ジ以下に掲げてございますが、現行法令に基きまして、提案いたしました三条と同様の規定がございます。こういうことによつて、たとえば暴力団がなぐり込みに行く前におきまして、これを、刀剣銃砲を持つておるといふ点につきましては、福岡高等裁判所、東京高等裁判所におかれましては、それは現行の銃砲取締令に触れるものである、こういうようなことは違反行為である、こういう判決がありましたことと思ふのでありますので、われわれ取締り官憲といたしましては、そういう場合におきましては、これをこの判決の趣旨に従ひまして取締りをして参つておつたのであります。ところが昨年の十月四日、最高裁判所第二法廷で、それは法令の解釈を誤つたものである、右高等裁判所の判決は、法律の解釈を誤つたものである。こういう趣旨の判決がありまして、現行法令を、私ども最高裁判所の判決の趣旨に基きまして、そういうなぐり込みに行く、すなわち刑罰法令に触れる行為の一步前段階のような行為をすることは、現行の所持取締令では罪とならない、こういう解釈をなされたのであります。判決文の精神に基きまして、最高裁判所の判決に従うのは当然でございますので、最高裁判所の判決は、立法によつて解決するなら別であるという趣旨の言葉もございますので、国会の御審議を得て、立法によつて、これはそういうような事項は、公共の危害予防上大へんよろしくない行為であると、私ども考えましたので、通常社会生活上、先ほども出ましたように、業務その他の場合、ないしは美術愛玩の場合、さらに刑法の緊急避難、正当防衛に触

れる場合、言いかえれば護身用の場合、こゝろいったことは、もちろん正当の理由であるけれども、そういう正当の理由をこえて所持するということは、危害予防上、適当でないという趣旨を明確にすることによって、この危害予防の目的を達成しない取り締りその他の点についても完璧を期そう、こゝろいうように危害予防上の立場から規制をいたすということが相当だろうと考えまして、御指摘の十條及び二十一条の規定を提案いたしました次第であります。

○大川光三君 引き続き、それに関連して伺いますが、この携帯または運搬ということ、その他正当の理由があれば差しつかえないという、正当の理由ですね。御承知の通り正当の理由ということはいろいろな法律に出てきますけれども、本条における正当の理由の、一つの基準があれば基準を伺っておきたい。

○政府委員(中川重治君) 根本精神といたしましては、共同生活を営んでいるその社会におきまして、一般的な生活環境、常識から、相当にそういうことは許さるべき行為であると、こゝろ理解されるものは、こゝろこゝろ正当な理由があると解すのであります。従いまして、この法律に掲げておりますところの用途に用いる場合は、もちろん正当の理由でございます。それ以外に、いろいろな社会生活に従いまして、いろいろなものを観覧する、あるいは骨董的に観覧する。居合術という社会生活上許された方法がございますが、それにいわゆる銃砲または刀剣類を用いる。その他、そういう所持している以上、修繕とか研磨とか、そういうこと

のために持つて歩くことは、もちろん正当な理由である。たとえば、所持している者が、所有権移転のために売ったり貸したり、借りたりというために見せて歩くということも、もちろん正当な行為である。そういう社会生活を営むについて、健全な常識上許される行為は、こゝろこゝろ正当な理由であり、こゝろいうふうに解するのであります。従いまして、逆に申し上げますと、何が正当な理由がないのかということになりますと、刑罰法令に触れる場合は正当な理由がありません。そのほかに、刑罰法令に触れなくても、刑罰法令に一步前段階の行為、高等裁判所の判決にございましたように、いまだ殺人に着手していない場合、殺人とすることが行われそうな状態にある。すなわち、両方がいろいろ感情上対立したような状態が明らかにわかるような場合におきまして、武器等をやたらに持つて歩く、こゝろいうことは、正当な理由がないと解するのであります。

○大川光三君 これに関連してもう一つ伺いたい。先ほど棚橋委員の御質問に関連してですが、許可を受けた刀剣を護身用としてまくら元位置とすることは、ここに言う正当の理由があるとしてよろしいのですか。

○政府委員(中川重治君) 御意見の通りでございます。

○大川光三君 そこで、もう一つ問題を進めまして、たとえば、暴力団の甲が他の暴力団乙よりなりなり込みを受けたりという場合に、乙がこれを反撃するために、自分の許可を受けた拳銃をとっさに持ち出して、これに応戦したというような場合、これはあるいはいわゆる正当防衛の範囲に入らぬか

もしませんけれども、けんか、闘争行為として、少くも他から危害を受けるという場合に、とっさに、自分の許可を受けておる拳銃を持ち出す、これは、いわゆるここに言う携帯になるかならぬか。

○政府委員(中川重治君) 御質問の場合に、刑法の正当防衛、緊急避難に当たる場合は正当な理由であると考えられるのであります。当然の場合に接する場合は、正当な理由と解していい場合もあるかと思つておりますが、多くの場合は、甲という暴力団がございまして、甲という暴力団がなりなり込みをかけようとしておる。それに対して、なりなり込みをかけるであらうと推定される乙という暴力団が、徒党を集めて、お互いに拳銃、刀剣類を集めて、人をそのかして対峙している、こゝろいう対峙した形において持つておるという形は、正当な理由がないという場合に多く該当しようと思つております。

○大川光三君 私のお尋ねするのは、とつさの場合という言葉を使ったように、あらかじめそれに備えて、あるいは対峙する意思をもって準備的に携帯するのは、それはいかぬ。とつさの場合に、何の用意もなしにおつたところへ突然なりなり込みをかけられた、そこでとつさに自分が許可された刀剣を持ち出すという、その行為が、果して携帯といふことになるかどうか。

○政府委員(中川重治君) 大川委員のお用いになりました、とつさの場合という言葉に対して、私は、正当防衛、緊急避難に接する場合といふことでお答えしたつもりですが、接するところ認められる場合に限り正当な理由である。ところが、とつさの場合なりと称

して広くなりますと、危害予防上困りますが、正当防衛、緊急避難に接する場合は、正当な理由があると解して差しつかえないと思つております。

○委員長代理(大沢雄一君) ほかに御質問はございませんか。

○亀田得治君 第二條、これは旧法でも同じ規定になつてはいるのですが、刃渡り十五センチメートル以上の刀であるいは五・五センチをこえる飛び出しナイフ、寸法をきちつときめてあるわけですが、これは、一センチでも、あるいは〇・五センチでも欠けておれば、これは自由という解釈になるわけですが、その点は、実情からいってそういうことではないでしょうか。

○政府委員(中川重治君) まず亀田委員に申し上げたいのですが、現行法もそうでありまして、改正法もそうでありまして、刃渡り十五センチメートル以上の「という形容詞のかかりますのは、刀、剣、やり及びなぎなた」でございます。それから、あいくちにつきましては、このメートルの文字がかぶりません。「並びに」という文字の使い方が当然なりになります。それから、「こゝろ」という方は、飛び出しナイフのみにかかるのでございます。それで、御指摘のごとく、あいくちは別として、飛び出しナイフ並びに刀、剣、やり及びなぎなたは、長さを正確に規定いたしておるのであります。従いまして、御指摘のごとく、これに〇・一センチでも足りないれば該当しないといふことに結果としては相なるのでございます。そうすると、立法政策上不適当じゃないかという御指摘であると解するのであります。この二条の根本精神は、およそお互いの国民

生活の間に存しますところのこの種のもののうちで、この概念の整理いたしましたのは、本来殺傷の用途に供せられる形態のものという概念の整理にいたしたのであります。これ以外に、本来殺傷の用途に用いない場合、たとえば、はさみとか、かみそりとかいう、本来は他の用途に用いるけれども、あわせて殺傷にも用い得るというものは、一応この法律から除外いたしましたのであります。そうすると、本来、殺傷の用途に用いられるものであつて、そういう形態をしておるものの日常について勘案いたしますと、このメートルの制限で十分なのであります。しこゝろして、このメートルの制限未満のものにつきましては、その危害予防上の程度——程度でありますけれども、程度が比較的少い、ボーダーラインになりますれば、非常にニュアンスの差が出てくるのであります。そのボーダーラインは何かによつて切らないと、解釈の恣意によつて制限が左右されるといふことも、また他に弊害を伴いますので、ボーダーラインケースにつきましては、御指摘のようなこともあろうと思つておりますが、一応このメートルを正確に規定したのであります。しかし、あいくちについては、社会通念上あいくちと解されるものが一応固定しておりますので、これは制限をしなくてもさう差しつかえあるまいと、こゝろ考えたのであります。ところが、こゝろいうものに該当してなくて、所持そのものは、この二条の定むる概念に当てはまらなければ制限外でありますけれども、唯一の例外は、ただ一つの例外は、二十二条でございます。先ほど申し上げましたように、二

○龜田得治君　あまり極端な制限をする
と行き過ぎの弊害もあるという立場
を大いに強調されるわけですが、そ
ういう考え方を持っておられること
は、私は非常に尊敬するのです。しか
し、それは、こういう問題だけでなく、
あらゆる警察の運営について私ども
希望するところです。しかし、今その
議論をしようという段階じゃありません。
ただ、刀とか劍とか、やりとか、こ
ういふものは、別に生活上必要な
ものじゃないですね。生活上は明ら
かに。台所で使うほうちょうとか、
はさみとか、こんなものは当然必要
です。事柄自体から見て、生活上別
に必要でないもの

○政府委員(中川董治君) 危害予防止の立場からの御意見でございますが、傾聴すべき言葉でございますが、実際われわれ運用して参りまして、刀剣、やり、なぎなたと考えられるものは、お

おむね十五センチメートル以上なのでございます。十五センチメートル未満の刀剣、やり、なぎなたというものはあまりないのであります。そういう事実関係が一つと、それから、従前にいろいろ犯罪関係、その他によつて見て参りますと、多く用いられるのが十五センチメートルをこえるものでございますので、将来、十四センチメートルの刀が一ぱい市場に出るときになつて、危険害予防上困るとりいうことになる、あるいは改正をお願いするということも将来なきにしもあらずと思ひますけれども、今日、社会生活の実態に即して法律を規定するのが相当と考え

○一松定吉君　ちよつと伺いますが、たとへば、私が刀剣を持つておる。それが美術品として価値ある刀剣類かどうかということとは、私はわからない。そういう私の持つておるものは、一応第十四条の規定によつて、文化財保護委員会にこれを鑑定してもらつて、そうして、これが美術品として価値ある刀剣類だったら、それから登録手続をやるかと、こういうことです。

○政府委員（中川重治君） 御質問の通

りでございませう。

○一松定吉君　そうすると、文化財保護委員会の規則というものはもうできたのですか。

○政府委員（中川董治君） 文化財保護

委員会規則は、この十四条以下の第三章に掲げる規定が現行規定にもございますので、現行規定に基づく規則はございます。ところが、今度法律が改正になりますので、その現行規則に基づく規則が、この法律施行とともに、新法に基づく規則にかかわることになろうと思いますが、現在、文化財保護委員会規則は現行規定に基いて存在するわけであります。

○一松定吉君　そうすると、できていないのですか。新法に基くところの、

○政府委員（中川重治君） 形式的にい
えばおっしゃる通りでございます。

○一松定吉君　　こういうものを一緒に出してくれぬと、これは運用の規定だから、規則が……。それはいつできるのですか。

○政府委員（中川董治君） 率直に申し

まして、第三章に掲げる事項は、現行規定をほとんど改正を加えておりませんし、それから改正を加えるという必要が認められなかったものですから、改正を加えていないものですから、新法ができました。この文化財保護委

員会規則は、若干の文字整理をすると

いうことにとまどうるかと思いますが、その意味におきましては、新法に基く文化財保護委員会規則は、案ができておるといふことになろうかと思いますが、所管が文部省において行なっておりますので、文部省で、その点のお申し出がございますので、必要に応じてましてお答えいたしたいと思っております。

○一松定吉君　もし現行法の文化財保

護委員會の規則によるならば、この新法による文化財保護委員會規則の改正ができないものは旧法によるというところを、どっかに書いておかなければいかぬのじゃないか。新法の鉋鉋刀劍類取締法は旧法と違うのだから、新法の中にそういう規定があるなら、新法によるいわゆる文化財保護委員會規則というものは定められたものだと思われるのに、旧法の文化財保護委員會規則

を準用、適用するということであれ
ば、そういう趣旨がどうかになけれ

○政府委員（中川 董治君） この法律案の付則で、旧令時代にした行政処分は

新法に基いてしたものとなすという規定があるのでございますが、規則までこれによって読むのは多少無理でございますが、規則といたしましては制

定する段取りにいたしたいと思ひます

が、施行につきましては、この法律案では四月一日から施行すると、こういうふうになっておりますので、絶対、施行に間に合うように規則を作る、こういう用意を持っておりますので、その点には間隙がないように絶対できるもの、自信を持っております。

○一松定吉君 それは一つそれとし

て、なるだけ早くそういう手続をしてもらつて、それを、新法の規則を制定するときに、委員会の参考資料として出してもらふと、この本法を審議するときに、運用に関する委員会規則はあとでこしらえて、われわれは知らぬかといふようなことは、それはよくない。

○政府委員(中川重治君) 御意見の通

り提出いたします。

○一松定吉君　それは一つ早急にやらぬと……。それができないとすると、この次、法案の審議というものはできぬということになる。それは一つ十分に考えてもらわぬといかぬ。

それから、その次にちよつと尋ねるが、美術品であるかどうか——美術品として価値ある刀剣類であるかどうか——ということとは、文化財保護委員会の鑑定によるのだが、その鑑定の標準は、

どうしてきめるのかね。美術品として
価値あるかどうかということは、委

会の委員の考で、これは美術品として価値がある、これは美術品として価値がないというようなことを委員会の職権にゆだねるわけかね。標準はあるかね。

○政府委員(中川董治君) この法律案におきまして、文化財保護委員会の権限になつておるのでありますが、文化財保護委員会は登録審査委員の……

○一松定吉君 何条。

○政府委員(中川董治君) 申し上げます。十四条第三項でございます。

○一松定吉君 それはわかつているが、そこで私のお尋ねしたいことは、審査委員会の鑑定に基いて美術品たる価値あるかどうかきまるとあるのだが、その文化財保護委員会の鑑定の基礎になるような具体的事実はないのかね。規則できめないのである。

○政府委員(中川董治君) 十四条各項にいろいろ規定しておるのでありますが、ことに五項に、同項の鑑定の基準等は文化財保護委員会規則で定めると、こういうふうになつておりました。文化財保護委員会規則で定めるのであります。

○一松定吉君 それだから同文化財保護委員会規則というものが早急にこの法案を審議するに必要なんだ。それを出さぬで、これだけ出して置いて、あとで運用のときに勝手な規則をこしらえちゃ、この運用のいかんによつて、この法律の精神を没却するやうなことになるのとも限らぬのだから、それを一つ早急に出してもらいたい。委員長から特に一つそれを提案者の方に要求して下さい。それが出来ない、これだけ審議して、これが通過しても、文化財保護委員会の運用規則というの

はわれわれ知らない。勝手に政府がこしらえておいて、これを運用していくということになつてみると、このせつかくこしらえたものが、この委員会の規則によつて、いかうにも左右されるということになるが、それはよくない。こいうような法案を出すときには、委員会のそういう規則の草案をやはり一緒に出して、そうして審議の目標にしなければいかぬと私は思うのですが、どうですか、政府は。

取得する要件といたしておるのであります。この所有権の原始取得の要件である一年の期間というものは、他の原始取得の規定、たとえば埋蔵物発見の場合の期間六カ月などとも、均衡をはかつて定められたものであると思はれるのであります。従ひまして、主として警察と行政面の都合で、かような民法の規定を軽々に短縮したり改正するということは妥当を欠くというように思われるのであります。この点に關して政府の御見解を伺つておきたいのであります。

○一松定吉君 まあその程度にしておきましよう。あまりいいめるやうになつていかぬからね。早急に出して、その上でまたもう一ぺん一つせんといかぬ。

○政府委員(中川董治君) 大川委員御指摘のごときは、民法という国民生活の根本を規定した法律に關することでありまして、軽々にその改正のことを行ふべきでないということ、全く同様と考えておるのであります。遺失物法が制定されたのは明治三十二年でありまして、民法はもろろんそれより前でありまして、民法はもろろんそれより長い歴史を持った法律によつて運用しておりますので、そういう事実も相當尊重しなければなりません。で、この法律の改正につきまして、今日までいろいろ検討を加えて参りましたのも、そういう大川委員御指摘のごとき趣旨によつて輕々に改正すべきでないという、こいう趣旨からおそくなつた次第でございます。警察の便宜のために改正すべきでないことは當然でございます。ところが、実態を明らかにいたしましたとして、実態がどうなつておるか、その遺失物關係の実態がどうなつておるかというこの事實關係を基礎にして、改正するかどうかということを論ずべきものだと思つております。かりに、事實關係で、国民生活の

○委員長代理(大沢雄一君) 速記をつけて。次に御質問でございますか。遺失物法も議題にいたしておりました。

○大川光三君 遺失物法等の一部改正法律案、これに關連して、まず遺失物拾得に關する民法の改正についてお伺いをいたしたいのであります。御承知の通りに、民法第二百四十条は、「遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後一年內ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有權ヲ取得ス」というふうに規定されております。すなわち、公告後一年を経過することが、拾得者がその物件の所有權を

取得する要件といたしておるのであります。この所有權の原始取得の要件である一年の期間というものは、他の原始取得の規定、たとえば埋蔵物発見の場合の期間六カ月などとも、均衡をはかつて定められたものであると思はれるのであります。従ひまして、主として警察と行政面の都合で、かような民法の規定を軽々に短縮したり改正するということは妥当を欠くというように思われるのであります。この点に關して政府の御見解を伺つておきたいのであります。

○政府委員(中川董治君) 大川委員御指摘のごときは、民法という国民生活の根本を規定した法律に關することでありまして、軽々にその改正のことを行ふべきでないということ、全く同様と考えておるのであります。遺失物法が制定されたのは明治三十二年でありまして、民法はもろろんそれより前でありまして、民法はもろろんそれより長い歴史を持った法律によつて運用しておりますので、そういう事実も相當尊重しなければなりません。で、この法律の改正につきまして、今日までいろいろ検討を加えて参りましたのも、そういう大川委員御指摘のごとき趣旨によつて輕々に改正すべきでないという、こいう趣旨からおそくなつた次第でございます。警察の便宜のために改正すべきでないことは當然でございます。ところが、実態を明らかにいたしましたとして、実態がどうなつておるか、その遺失物關係の実態がどうなつておるかというこの事實關係を基礎にして、改正するかどうかということを論ずべきものだと思つております。かりに、事實關係で、国民生活の

角度からいつて一年が正しいと思つたらば、警察が幾ら迷惑しても、改正すべきではないと思つております。ところが、事實關係についていろいろ調べて参りますと、お配りいたした資料でござんいたしたいたしたいたした資料が、印刷物でござんいたしたいたした資料の四十四ページの第六表について申し上げたいのであります。現行遺失物法及び民法二百四十条の規定に基づきまして、拾得者が、物件を拾得した者はまず第一に落し主、法律では所有權返還を請求することができると書いてあります。俗っぽく申し上げますと落し主であります。落し主に返す。落し主に返すことができなかったやうな物につきましては、警察署長に持つてくる。こいうのが現行法であります。署長は公告する。公告してから一年を経過した後に、落し主がわからぬ場合におきましては、拾得者に所有權が移る。これが現行法であります。これで運用して参ります。公告後一カ月以内から十二カ月までの間に落し主に渡したケースを記載したわけでございますが、そうすると、落し主の永久にわからぬものは、一年をたつてもわからぬものは別といたしますが、わかつたものについては、おおむね公告後一カ月以内に九一%強というものが落し主がわかつちやうのであります。それから三カ月もたてば、九九%わかつちやう。これは足していけば九九%になるのですが、三カ月もたてば九九%というものが返つちやう。六カ月もたてば一〇〇%弱というものが返つてしまふ。こいうことに相なるのであります。従ひまして、六カ月後

はほとんど落し主に返るものではなくて、いたずらにだれも利用しないで倉庫に眠つておる、こいう結果を招来いたしておるのであります。たとえば、こもりがさという遺失物があつた場合におきまして、こもりがさと一カ月程度でわかつちやう。三カ月もたてば大部分、九九%わかつちやう。六カ月もたてば、わかるべきものはわかつちやう。あとは、そのこもりがさはいたずらに倉庫に眠つておるといふのが現状でございます。それも、どうせ最後には拾得者に交付するのであります。そのこもりがさが倉庫によけい半年眠らせないで、拾得者に所有權を移して、物件の活用をはかるこいうことが、拾得者が權利を取得するこいうことについては大へん実益がある。拾得者に対しては大へん実益があるのですが、遺失主がそのために權利を消滅するこいうことになつても困るのであります。困る遺失主は現在ほとんど〇・何%しかない。〇・何%でも困るといふのは、これは大へん所有權の保護上困るじやないかといふ説でございますけれども、これが一年だといふことに伴うおそくなつていふ点もございまして、これを勧案いたしますと、残る六カ月間というのは、行き過ぎて申しますならば、ほとんど意味なく倉庫に眠つておるこもりがさ、こいう実情といふことを勘案いたしまして、民法改正の件につきまして法務当局と十分に打ち合せましたところが、法務当局でもいろんな角度から、何といひしても基礎法でございます。慎重に御検討願つたのであります。慎重に御検討願つた

はほとんど落し主に返るものではなくて、いたずらにだれも利用しないで倉庫に眠つておる、こいう結果を招来いたしておるのであります。たとえば、こもりがさという遺失物があつた場合におきまして、こもりがさと一カ月程度でわかつちやう。三カ月もたてば大部分、九九%わかつちやう。六カ月もたてば、わかるべきものはわかつちやう。あとは、そのこもりがさはいたずらに倉庫に眠つておるといふのが現状でございます。それも、どうせ最後には拾得者に交付するのであります。そのこもりがさが倉庫によけい半年眠らせないで、拾得者に所有權を移して、物件の活用をはかるこいうことが、拾得者が權利を取得するこいうことについては大へん実益がある。拾得者に対しては大へん実益があるのですが、遺失主がそのために權利を消滅するこいうことになつても困るのであります。困る遺失主は現在ほとんど〇・何%しかない。〇・何%でも困るといふのは、これは大へん所有權の保護上困るじやないかといふ説でございますけれども、これが一年だといふことに伴うおそくなつていふ点もございまして、これを勧案いたしますと、残る六カ月間というのは、行き過ぎて申しますならば、ほとんど意味なく倉庫に眠つておるこもりがさ、こいう実情といふことを勘案いたしまして、民法改正の件につきまして法務当局と十分に打ち合せましたところが、法務当局でもいろんな角度から、何といひしても基礎法でございます。慎重に御検討願つたのであります。慎重に御検討願つた

結果、そういう場合に近い倉庫での限り方は、物件の保護の見地からも、拾得者の権利保護の見地からも、適当でない。それで、民法の全体の関係もございすが、埋蔵物が六カ月でございすので、六カ月よりも短かい数字といふのは適当でございせんので、六カ月という数字にすると、こういうのが改正案の理由でございす。

他面、この資料で申しますと、外国の立法について若干調べたのでございすが、二十ページ以下におきまして、今のところにかかると外国関係の資料でございすが、ハワイ等、九十日すなわち三カ月、六カ月と、こういうケースがあるわけだ。外国の立法例で、日本の一年に対応する数字が、三カ月であったり、六カ月であったりする。最後のドイツの方は一年であるけれども、落し主がドイツの場合は一年という点は、日本の法律と一緒なんですけれども、拾い主が、拾得者が初めから保管できると、こういうような規定等もございすので、いろいろ、あれやこれや外国の事情等、並びに日本の事情等も勘案し、ただし、外国の事情ばかりによつても適当でございせんので、日本の遺失物の処理の実態を基礎にいたしまして、今度民法の規定の「一年」とあるを、六ヶ月にいたしました次第であります。

○大川光三君 遺失物の実態から取得時効を短縮したということは、大体了承いたしました。しかし、この民法の一部改正については、特に法制審議会等にも意見を徴せられたのでしゅうか。それとあわせて、早晩民法全体についての再検討をしなければならぬと思ひますが、その一環としてこれが

改正されるなら問題はないと思ひんですけれども、将来の民法の再検討にこの二百四十条の一部改正が支障を来たさない確信があるのか、ということをお伺ひいたします。

○政府委員(中川重治君) ただいま大川委員御指摘の点は、責任当局が法務省民事局でございまして、民事局に御研究いただいたんですが、私、民事局長といふことを申しますと、民事局におかれましては、大川委員御指摘の趣旨によつて十分検討されまして、法務省内部のことでございすが、あそこには法制審議会という重要な機関があるのであります。そこではいろいろ民法を根本的に御研究のように私ども何つております。ところが、こういう問題につきましては、法制審議会の財産権小委員会というのがあるやうにございまして、財産権小委員会とも十分打ち合せなされて、この改正は相当であるといふ法務省の御結論をお出しになつたといふことを、私、法務省といつても連絡に参つておりますので、承わつております。

○大川光三君 時間の関係もございすので、要点を、条文について二、三簡単に伺ひます。

本法の第二条の今度は二が追加されました。その「第二条ノ二」によりまして、警察署長の廃棄処分ということが規定されておるのであります。このいわゆる廃棄処分にするといふことと、第十五条の受取人がない物件の所有権は当該警察署の所屬する地方公共団体に帰属するといふこの規定とは、抵触しないんだらうか。いわば受取人のない物件については、地方公共団体

にその所有権が移転する、帰属しますね。だから、その公共団体が自由に廃棄処分にするとかいふことは、自由だと思ひます。ところが、そこに至らない前に、警察署長がまだ所有権の帰属が明瞭でないものについて廃棄処分ができるのは、どういふ法律根拠から出てくるかといふことです。

○政府委員(中川重治君) 御指摘の通り、この法律第十五条におきまして、遺失主が見つかぬ場合及び遺失主が権利を放棄した場合であつて、しかも拾得者が権利を放棄した場合におきましては、受取人がないといふことに相なりますので、第十五条によつて都道府県に財産権が、所有権が移ります。それは御指摘の通りでございす。

ところが、「第二条ノ二」に規定いたしましたのは、そういうものを考えていないのであります。具体的に申しますと、遺失物の中においては、腐り切つたものがあるわけでありまして、腐り切つたものも、今の理論を適用いたしますと、腐つたまま一年を置いておく、こういう結論になるのでございす。それから、よく菜っぱのしおれたのがあるやうな、そういうものが、それを一年何カ月も保管する、そういう所有権が出てくる、こういうことに相なるのであります。それで、現行法はかかる規定がないもので、おしかりを受けるかも知れませんが、せめて、くだもの腐り切つて買ひ主がない、売らうと思つても買ひ主のない物等につきましては、条理に基いて廃棄せざるを得ない状態になる。そういうことはあまり不適当にならないわけでありまして、要件を明確にいたしました。『売却スルコト能ハザ

リシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認メラルル物件』、こういうものに限り廃棄を認めようという趣旨であります。だから、念頭に置きますのは、腐つたくだもの、それから菜っぱでも、だれも買ひ手がなさそうなもの、こういうものを念頭に置いておるのであります。

○大川光三君 廃棄物について、實際問題を例示されましての御説明ですと、なるほどという感じがします。しかし、この条文自体を見ても、売却と認メラルル物件」といふ、その売却することあたわざりし、もしくは売却することあたわざりし、もしくは売却することあたわざりしと認めらるる物件といふその認定権は、警察署長が持つわけですね。そうすると、この条文をたてとつてやれば、すべて売却することあたわざる物件として、相当高価な物でも署長が自由に廃棄処分ができるというやうにも考えられまして、警察官の廃棄処分権の権限といふものを、非常に強い権限をこの条文が与えておるのうに見え。そこで、お説のように、やはり腐つた菜っぱであるとかいふこととであれば、そういうことをカッコ入りで例示しておいてでもしなれば、ただ条文の上では、非常な権限が警察署長にあると、こう考えられるのです、いかがですか。

○政府委員(中川重治君) すべて共通な問題であります。条文を乱用すればいかに申すまでもございませう。しかし、この点は厳正に実行いたさせたいと思つております。前段の「能ハザリシ物件」は、売却に付してもだれも買ひ手がなかつた、こういう物

件であります。後段の「能ハズト認メラルル物件」は、客観的にだれが見てもいけないから、主観によつての判断で物は売れない、こういうふうな認められる物件で、「認メラルル物件」といふならなかつたのであります。客観的に認められる物件は廃棄できる、こういうこととでございすから、警察署長が乱用をいたしますと、この規定に違反するはもろろんでございすけれども、警察規律にも関係いたしますので、厳正に実行いたしたいと思つております。

○大川光三君 そこで、警察の乱用は厳に戒めると。もちろんそういうことはないんだという前提に立つてのお考えであらうと思ひますが、むしろ、いわゆる客観的に売却することあたわざりしその認定について、あるいは公安委員会の同意を得るとか、という方法で、その廃棄処分権の乱用を規制するといふ必要はないでしゅうか。

○政府委員(中川重治君) 警察署長の内部監督は厳正にやりたいと思つておられます。手続の方法等につきましても、内容がまさに腐りそうだとした場合もあつたので、厳正に監督組織は考へて参りますけれども、一々になると腐る関係等もあつたので、そういう点を念頭に置かしまして、監督組織の強化の点といふことにつきましましては、御指摘の通りになつたと思つております。

○一松定吉君 関連して。今の政府委員の答弁、よくわかるが、そういうことよりも、そういう心配のないやうに、一つ何か、真の権利者が自分の権利を主張しようと思ふときに、警察署長の処置に対する何か異議の申し立て

方法を規定する必要はないか。そうすれば、今のような、大川委員と同じようにに僕も心配してゐるんだが、そういう乱用は防げるわけだから、それをわしは最も必要だと思ふんだが、何か条文つまり一行加えりやいいわけだ、異議の申し立ての方法をね。そうすれば、今のような弊害は取り除くことができる。それがいいとすると、あなたがいかん警察署長にそれを法令の趣旨に従つてやれやれと言つても、必ずしもそうでない、勝手なことをやらぬとも限らぬから、そういうときにはそれに對してこれを是正する手続方法を一つ、何か抗告の申し立てをするとか、異議の申し立てをする、さらに再審査の申し立てをするという一条を設けた方がいいと思ふが、そういうことはどうですか。

○政府委員(中川重治君) この法律の権限に限らず、警察署長及び警察官の権限で乱用するといふ点につきましては、これは大へんわれわれ警察幹部として注意しているわけですが、そういう点については部内で厳正にこれを監督するといふことが一つでございませう。ところが、いろいろ公安委員会組織その他もございませうし、それから関係者等の申し出、そういう点もありませうので、そういう点によつてこれを解決していく、さらに徹底を期して参りたい、この点は同様でございませうが、このことだけというよりも、これはほとんど乱用の状態が考えられないこととでございませうので、全般的な問題として厳正に、そういう点のものについては、いろいろそういう異議の申し立てについては、これは快く受けつけると、こういうふうにかねがねもいたしてありますので、このことに限らず、そういう運用をいたしたいと思つております。

○一松定吉君 あなたのお話のようにならざる、警察官の不当、不法処分に対しては、何か是正する手続法が一般的に規定があればいいんだ。一般的に規定があればあなたの言うようになるが、一般的に規定がないとすると、こういうようなものを警察署長がおれの権限でやつたといふことになつてくると、権限でやつたことを、あれは、お前のやつたことは間違ひだから、どうせ、こうせいといふことは、法規の命ずるところによつて警察署長のやつたことを取り消すかする方法が、法令になきやいかぬわね。そうすると、お前のやつたことは悪いから、不都合なことをしたから、やめさせる。首切ることではあるよ、行政庁は、しかし、一たん決定して、それが署長の決定によつて処分したときに、その真の所有者が権利を争うときに、是正する手続法といふことが必要だと思ふが、あなた、必要だと思ひませんか。

○政府委員(中川重治君) まず一般的な問題としては、警察運営全般に通ずることでありませうが、国家公安委員会及び府県公安委員会という組織が、一松委員御指摘の機能を果す目的も重要な使命をいたしておりますので、そういう点と通常にそういういふ処置を講じておるのであります。その他他の法令としては、賠償の關係の法律もございませうし、それからいろいろ会計監事の行政措置も整備しておりますので、御心配の点につきましては、そういう公安委員会制度ないしは不当に権利を侵害したものに對するいろいろな措置によつて、十分に目的を達していく。そういう法令によるものほかにも、いろいろ関係者側の申し出があれば、十分耳を傾けて処置する。法令に基く処置並びに事実上の処置によつて目的を達成したいと思つております。

○一松定吉君 それは、あなたの言うことは、そういうことをするといふことは、口では言ひもしようが、そういうことをするにいつては、何によつてそれをするか。法令があることによつてするので、そういうことをして、お前のやつたことは不当処分であるといふことは、その不当処分を公安委員会が取り消すことができるという規定がなければ、公安委員会というのは監督権を行使するだけなんだから、その法文がなければ、監督権の行使によつて、警察署長がこの法令の命ずるところに従つて自分が処分したその処分は不法であるといふことであれば、これを是正することのできる法令が、根拠がなければいけません。それを私は言ひますよ。それが必要だと思ふならば、今どうせいいじゃない、考へてまた一つそういう補充の条項を一条加えりやいいわけだから、そういうことを、ちよつともう一べん御意見を發表して下さい。

○政府委員(中川重治君) そういう点につきましては、一松委員と同様に、常に検討を加えて、現在の法令は相当目的を達成しておりますので、不当な点についてはいろいろ現行法令、たとえば国家賠償法の規定もそういう点でございませうので、そういう点で厳正にやる。さらに、いろいろ不当処分が徹底しにくい事情でございませうと、さらに研究を加えるにやぶさかではないのですが、常に検討を加えて、りっぱな警察行政を運営していきたいと、心から努力いたしております。

○一松定吉君 そうしますと、現行法で不当、不法処分をしたとき取り消すことができるという規定が、どの法文にあるのですか。そういう法の根拠がなければ、公安委員会が勝手に、お前のやつたことは不当だから取り消すといふことはできぬわけですから、その法の根拠を示してくれたい。どういふ法文で警察官の不当、不法処分を取り消すことができるという規定が、それは、これにそういう規定がなくても、一般的にそういう法があれば満足するのであります。

○政府委員(中川重治君) これは一松先生に申し上げたいのですが、警察行政といふのは、比較的事実關係の行為が多いものですから、御指摘になりました廃棄処分は事実關係の行為でございませうから、廃棄してしまつて取り消しても意味が乏しいので、行政監督として、廃棄処分をやることについて事前に内容等によつてコントロールしていき、そういうことをやつたことについて、そういう過失があつたから、賠償せしめる、こういうことによつて解決したい。他の行政機關と違つて、法律行為といふより事実行為が多いから、事実行為に基く不当については、事前のコントロール、事後によるところの懲戒ないしは事後によるところの賠償といふことによつて、解決していきたいと思ひます。

○一松定吉君 私の言ひのは、賠償ではないです。現物を警察署長が不当、不法によつて処分する、それがためにあるものは所有権を得た品物が現に残つておる。あなたがさつき例をあげた腐る食物は、腐つてしまふからないですが、そうでない、警察署長が都合なことを、私利私欲を肥やしたとか、自分の悪意な者に不当利得を得させたが、現物がそこに残つておる。そういう場合、行政処分によつてそれを取り消して、そして現に権利を主張する者に返すことができるという、いわゆる回収方法を何か法文で明らかにしておく必要はございませうかと、こゝろ聞くのですね。

○政府委員(中川重治君) 御指摘のような、おあげになりましたような場合は、こゝろいうことになるのですが、この条文はそういうことは全然予定してないので、腐つたものはなくなつてしまふといふ規定でございませうので、権利者があつて署長が売つてしまふといふことは全然予定してありませんので、そういうことは事実上できないのでございませう。

○一松定吉君 どこに腐つたものといふ例をあげたのですか。警察署長が自分の認めて、これは廃棄すべきものだ自分の職権において認定したとき廃棄するから、腐つたものに限らぬ。廃棄処分したとき、これはもう無価値なものだ、ごく値段が安くなるといつて、廃棄処分、公売に付して、あるいは他の者にたゞでやるということをやつたときに、現物がそこにあるではないか、そういうときには、これは回収する方法をこしらへておかなければならぬのではないか。それについて、警察署長のやつたこと、不当、不法の処分にはこれを救済する何か一条を設ける必要はございませうか、こゝろいふのです。

○政府委員(中川董治君) ちよつと一松先生に申し上げたいのですが、買手がないと認められる場合ですから、売るといふことは予定していないのでございます。

○一松定吉君 この程度にしておきますよ。

○大川光三君 ちよつと。一松先生のお説と全く同感なんでありまして、腐った野菜とおっしゃいますと、そうだと思うのです。たとえば、一つのかわらのかけらでも、骨董的に大へんな価値がある。また、それと、個人が非常な愛好をしておるような精神的な価値がある場合があると思うのです。ところが、そのものは一般に売ってはおれぬが、特別の人はこれに非常な趣味を持っておる、愛好しておる。こういうものは、ただ警察署長の認定だけで廃棄処分してしまうと。条文ではそうなりますから、そこで私は、公安委員会同意を得るとか、廃棄処分になったものでも、真の所有者がこれを回復する権原をどつかに保留しておく必要がないか。その方がこの法律全体が完全なものになる、かように考えるのです、いかがでしょうか。

○政府委員(中川董治君) 大川委員のようには、非常に貴重なものを念頭に置かれると、御異論が出てくるのです。貴重なものは全然念頭に置かなかったものですから、ちよつと話が食い違ってくるのですが、売っても売れないというものを前提にしておても、売れないものは個人的にだれも買手がない。ところが、たとえば私の遺言なんというのはいずれも買手がないが、私には大へん価値がある。大体こういうものは認められないと予定しております

ので、そういう点につきましては話が食い違う。もとは大へん大事なものと、御認識のもとでの御発言でございますから、話が食い違っているのですが、そういうものは全然予定しておりませんので、一つ御了承を得たいと思うのです。

○大川光三君 ちよつとくどいようですが、やはりこの条文からいへば、「売却ニ付スルモ売却スルコト能ハザリシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認メラルル物件」と、こうなっております、今の腐った野菜とかいうことは出てこないのです。それならば、先ほど申しますように、カッコ入りで例示する。たとえば腐った野菜とか酒とか、例示する必要はないかと尋ねたのでありまして、ただこの条文だけをひとり歩きすると、大へん危険なことが私は予想されるのでございますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(中川董治君) かなり注意深く考えたつもりが「認メラルル」ですから、認めるというのと違ひるのでございまして、客観的に認める物件でございます。

○大川光三君 客観的に認められるという客観的ということが、この条文の中にでてこない。一応ちよつと見ると、警察署長の判断で、警察署長の主観で、やはり能わらずと認めたという言いのが、これはできる条文なのです。そこで、あらためて、むしろ公安委員会などの同意を得るといふことで、警察署長の責任も軽くなるわけだし、また公平を期するといふ意味で、いわゆる社会通念上だれが見ても公平だと言わすがために、他の立会人を置く必要があるのだというように私は考えるので

すが、一応私の意見として申し述べておきますから、御再考をわずらわしたものであります。

そこで、時間の関係もございしますので、ただ二点だけ伺っておきます。いわゆる管守者がある船舶建築物等の構内での拾得者の管守者に対する物件交付期限が、拾得の日から二十四時間というに限定されておる。その二十四時間というものは、どういふ意味で二十四時間と限定されたか。現行法によりますと、特に時間的な制約はなかったように私は思うのでありますが、ただ、進歩的にいいますと、少くともこういう構内拾得者に対してはその所有権を得せしめるという本旨から見ても、二十四時間という時間はあまり短かきに失しないかという点についての御意見を伺いたいのでございます。

○政府委員(中川董治君) 大川委員に申し上げますが、現行法ではかかる場合におきましては、現実の拾得者は拾得物に関する権利は全然持たなかつたのでございまして、拾得物に関する権利は、例をあげて申しますと、私が――私とは限りませんが、乗客が鉄道の車内等において物を拾つたような場合におきましては、私には拾得者の権利は全然認められなかつたのでございまして、そして鉄道が拾得者の権利を持っておつたのであります。新法は、それは適当でないと考えまして、車掌等のごとく鉄道の職員が拾つた場合におきましては固有の鉄道が拾つたことにするが、乗客が拾つた場合には拾つた私に権利を与える、こういうようにいたしましたのでございまして。それで、今まで権利がなかつたのが初めてできた、

こういうことになるわけでございします。

それならば、拾つたときにどれくらいの時間内に持つていくことが社会通念上いいかということもございします。が、極端な例を申し上げますと、私個人のうちへだれかが来た場合において、私のうちの中で他人の物件を拾得した、こういう場合において、三日もたつて持つてくるということは考えられない。そこに管守者がおるので、多くの場合直ちに渡すというのが社会常識に合うのであります。直ちにというのはいまいでございします。一日という区切りとして、二十四時間ということにいたしましたのであります。

○大川光三君 これも腐った野菜と一緒で、冷静に考えてみると、なるほど構内にはだれがおるといふことを前提にすれば、二十四時間以内には返して車掌に渡さないのであれば、二十四時間以内に再び車掌に届けに行くといふことは、時間的に不可能の場合もある。百貨店の場合、店の締まる前に物を拾つたところが、早く出なければ入口が閉鎖される。一たん持つて出る。翌日わざわざ届けに行かなければ、二十四時間という時間は経過してしまふ。また終電車に乗って駅の構内で物を拾つたという場合には、そのまゝ自分の家へ帰つてしまふ。ところが、たまたま都会を前提にすればいいのですが、いなかで、三里も四里もあるいなかへ歸つてしまつた。翌日二十四時間以内にこれを届けなければ拾得者としての権利がなくなるというの、はいわゆる現行法では営造物の中で

物を拾つても、ただ報酬が折半になるというだけでした。ところが、この法律が親心をもつて、営造物の中で物を拾つた拾得者に所有権を得させようとするならば、もう少し時間的に余裕を持たす方がいいのじゃないか。そうでないと、二十四時間以内とあることが、たまたま二十四時間以内でなければ、持つていつてももうおそいのだから、自分のポケットに入れておこうという、いわゆる横領罪を心ならずも構成するといふ結果にならぬだろうかといふ意味から、私は二十四時間以内といふのは、どうも短かきに失するからいがあると思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(中川董治君) 大川先生の考え方ですが、だれもない所では、お説よくわかりますが、この法律は管守者のある営造物の中とは書いてある。そうすると、お説の、電車をおりるまぎわに拾つたといふときには、電車が行つてしまつて車掌はいなくなつても、改札口もありまして、駅員もいる。そこへ通常渡すのが普通です。百貨店へ買いものに行つて、物を拾つた。五時閉店で、四時五十五分に暮が締まつてしまひましたけれども、そこには少くとも門を締める人間がおる。これが管守者であります。また門を締め切つた場合におきましても、その出るときに建物の管守者に渡すのが健全な社会常識だと考えますので、現行法はそういう場合に拾得者に権利を与えなかつたのですから、お説のごとく、心ならずも遺失物横領の罪を犯すといふことがあり得たと考えるのでございしますが、これを今度、管守者のいない所ではお説はよくわかるのです

が、幾らいなかの場合でも、管守者のある場合に限定しておりますから、いなかで管守者がだれもないときは、こゝういふことでなくて、一条の拾得になります。一条の拾得になりますから、七日になります。管守者のある場合は、通常の社会常識ではそこにおる人に渡す、これが通例です。私のうちで申しますと、私の家内が管守者であります。家内に渡す。これが通常の社会常識でございますが、管守者のない場合は、お説のごとく、七日間でございます。

○大川光三君 管守者のあるというそのお言葉ですが、あなたのお考えでは、現実には管守者がおるといふことを前提にしておられる。ところが、一般の法律の解釈は、管守者があつたといふことは、たまたまそこに監視がおらぬので、そこに管守者がおらない營造物と違ひます。たとえば、日曜日に院内に入つて、現実には管守者がそこにおらぬのです。けれども、やはりそれはいゝわゆるここに法でいう建造物等の構内に当るのではないか、現実には監視がおらぬでも、そうでなければ、家宅侵入の場合でもそうです。留守の場合に入つても、家宅侵入です。いゝわゆるその觀念からいいますと、管守者のあるといふあなたの解釈は、現実には人がおるといふことです。おらなくても、日常はおる場合はすべてこの營造物に該当するのじゃないですか。ちよつと言葉にこだわるよりですが。

○政府委員(中川重治君) 刑法の解釈はお説の通りですが、わざとその「管守者」の文字を刑法の場合と変えてあるのです。刑法は見る目の「看守」ですが、その場合の字を変えて、わざとあ

の字を「管字」に変えたのでございませう。

変えたといへば、現行法もそうなんです。現実にはたとへば、例をあけて恐縮ですが、国会も同様に一つの管守者のあるものに該当いたします。たゞいまも該当いたしますことはもちろんであります。日曜日も、本会議、各委員会とお休みの場合には、この辺にはどなたもいらつしやらないかもしれませんが、この構内にはどなたもいらつしやる。その場合には、管守者があつたといふのです。従つて、そういう場合に入つてくれば、おおむね住居侵入罪を構成するであらうと考えますけれども、この法文から考えますと、その構内のどこかにだれかがおれば、管守者があつたといふことになる。そうすると、その人に渡して帰るといふことが社会通念上正しいのではないかと。刑法との関係は、私も十分大川委員と同様に考えましたのですけれども、おおむね同様であります。若干違ひますので、少しこまかくなりますけれども、文字をあとで変えたのです。現行法もその趣旨でありまして、刑法の看守者の文字とこの法律の管守者の文字とは、文字を変えてあるのであります。

○大川光三君 そうしますと、われわれは、文字を変えてまで、管守者という文字を、この本文における文字を使つた。それならば、百尺竿頭一步を進めて、もつと管守者が現実におるといふやうな、だれにでもわかるやうな表現にしたらうですか。管守者があるといふことだけでは、いゝわゆる法律を解釈する者は、あなたの言うやうには解釈できない。おそらく、だれでもできぬと思う。もつと何人にもわかるやうな表現にする方がいいのではないかと。そうでないと、こゝういふ問題が起ると思ふのです。管守者が、あなたの言われるやうに、現実におつても、おらなんだとして家に持つて帰れば、第一一条の拾得物になります。そうすると、さつさと、おらなんだといふことにしてこれを持つて帰つてしまつて、第一一条の拾得でいつた方が、拾得者には得になります。おかしい話ですけれども、期限がそれだけ長いから。そうすると、何かそこに犯罪を醸成するやうな感じが起るのですが、いかがですか。

○政府委員(中川重治君) 実は、大川先生に申し上げますが、この法律は、明治三十二年の法律でございまして、昔、言葉づかいも非常に古いのであります。古いから、全部ひらがなに書き直そうといふことも考えましたのですけれども、久しくこゝういふやうで運用しておりました。いろいろ言葉にも集積した意味を持つておりますので、にわかに変えることによつて誤解をまた受けやすくだらう、こゝういふこともありますので、管守者という言葉は現行法にたくさんありますから、これを変へることによつてまた混乱するといふことを念頭に入れます。こゝういふことを念頭におきまして、管守者ある場合といふことではないかと思ふのでございませう。

それから第二点の御質問でございませうが、さつさとおらぬことにやつちやいまして、事実は七日と一日の違いだけでございませう。ほかは全部同じ。旧法では大へん違ひ。旧法では権利がオール・オア・ナッシングの違いなんです。しいていふと、届け出た拾

得者のオール・オア・ナッシングの違いですけれども、新法でいうと七日と一日の違いです。七日と一日の違いは、だれかに渡していくといふ作業だけです。ですから、そのために犯罪を醸成するといふやうなことはなからう。むしろ、現行法のごとく一切権利を認めないといふことになると、遺失物横領罪を構成する行為が生ずるのではないかと、こゝう考えられたのであります。

○一松定吉君 ちよつと、もう一点。遺失物法の第二條の第一項「命令ノ定ムル方法ニ従ヒテ之ヲ売却スルコトヲ得」の、「命令」とはどんな命令ですか。

○政府委員(中川重治君) この命令は、現行法でございまして、前の御質問と違ひまして、現にございませう。

○一松定吉君 あるかね。

○政府委員(中川重治君) 現にございませう。

○一松定吉君 その命令はどういうことなんです。

○政府委員(中川重治君) 命令の方法としては、原則としては競争入札、例外として、競争入札をせずと費用が多かかるといふやうな場合におきましては、隨意契約、こゝういふ一般会計規則と同じやうな規定でございませう。

○一松定吉君 それは第二條の本文に書いてある「保管ニ不当ノ費用若ハ手数料要スルコトハ」売却することが出来る。売却するといふのは、命令の定める方法によつて売却するのだらう。たとえば何時時間にとりし、こゝういふといふことですね。命令に定める場合といふのは。

○政府委員(中川重治君) 現行法は、御説のごとく、換価すなわち売却する場

合のケースは、法律そのものに書いてある。法律そのものに該当する場合において換価する方は、こゝういふ方法で換価するかといふことになると、一般会計物品管理とより似たことになる。それは国の財産につきましては、おおむね換価の場合の規定があるわけでございます。その換価の規定とおおむね同様の規定が命令に書いてあるのでございます。

○一松定吉君 そこで、くだいようだが、今の改正案の二條の二の「売却スルコト能ハザリシ物件」、これはわかつてゐる。それを売却することができると、「売却スルコト能ハザリシ物件」と、うそを言つて廃棄処分すれば、これは刑法上の犯罪を犯したことになる。無効だ。これはわかつてゐる。問題はそれ次だね。「又ハ売却スルコト能ハズト認メラル物件」、「認メラル物件」といふのは、警察署長の自己判断できめられるのだ。私はこれを売却することはできぬと認めましたといふて、廃棄処分にする。そうすると、廃棄処分は、焼くとかこわすとかいうことに廃棄処分の方法がきまつておれば、今私の言うやうな心配はないわけですが、これは廃棄処分にするといふて、廃棄したといふて、こゝういふ一つの意思表示を警察署長がしてしまへば、廃棄品になる。それをお前、一松にやろうと、ただでくれる。僕はそれをもらつて非常に利益を受ける。しかして、その品物の真の権利者が出てきた時に、警察署長が、これは売却することゝあつたといふと見て、廃棄処分にすることを認めたといふて、現在その署長がある人にこれをただでくれてやつたといふ品物があるにかかわら

ず、所有者がそれを取り戻すところの手段方法がないということがいふかぬという、これです。大川君も私の言うのも。そのときに、そういうような警察署長のやったことは不当だからとて、これを回復すべき何か抗告とか異議の申し立てとか何とかいう手続が一応あると、警察署長のそういう不当な行為を是正することができるが、それは必要ではございませんかと、こういうのだよ。

○政府委員（中川董治君） 一松委員の御説は、又ハ売却スルコト能ハズト認メル物件」とありました場合におきまして、御説が出てくるのだと思いますが、この法律案はさにあらずして、「売却スルコト能ハズト認メラル物件」と、警察署長が認める物件、これではないません。客観的に認められる物件で、すなわちそれをさらに掘り割って申しますと、物の性格上、その物の性格そのものが売却することあたはずと認められる物件である、こういう意味でございますので、従つて、実際問題としては、だれかにやつてしまふというようなことが予定されない物件でございます。

○一松定吉君　それは違ひじゃないか。認められるということは、だれが見てもこれは売却することあたわずと認められる物件、署長が、これは売却することあたわずと認められる物件と、署長がそう認定する。そこに問題がある。署長がそういう不当なことをして、あなたの言い通り、神さんが見ても、だれが見ても売却することあたわずと認められる物件であつて、署長には裁量権がないということならば、それはあなたの言い通りになるよ。

「認メフル物件」ということを、署長が認められる物件と自分がそういうふうに認定して、これを廃棄処分にした場合がある。そういうときの救済方法を設けておけば完全ではありませんかと、こりいのです。神様でもだれでも認められる物件であるならば、署長が絶対にそりいうことはできぬのだというならば、それはいいけれども、署長は自分が不当に利益を得ようとか、不当なことをやろうとかいう場合に、認められぬ物件でありながら、署長がこれを「売却スルコト能ハズト認メラル物件」と自分が認定をして、それを廃棄処分付した、そういうときの救済方法について言うのです。

○政府委員（中川實治君）　くどいよう
で恐縮でございますが、当該物件のそ
の物自体の性格が、売却することあた
わずと認められる物件でございます。
そういう物件でございますので、それ
を警察署長が乱用して――乱用してや
るということはありませんと思いま
す。物の性格上、そういう客観的に認
められる物件でございますので、客観
的に、乱用することなからしむるた
めに厳正な措置をいたしたいと、こ
う思っております。

○一松定吉君　そうしますと、警察署長が「能ハズト認メラルル物件」を「能ハズ」と認めたということは不当だというので、その署長の廃棄処分は無効だというならば、いい。しかし、能わずと認められる物件だと警察署長が判定を下して廃棄処分に付した時分に、その回復方法は、これは、署長の言うことは間違いだから、その言うことは効力を発生せぬのだということにすれば、これはわれわれの疑問はなくなる

のだ。けれども、署長が、能わずと認めらるる物件と署長が判定を下して、自分が廃棄処分に付して、今のような不当な処分をやった時分の救済方法は無い。ただ、署長が免職されるか、譴責を受けるか、転置されるか、あるいは国家がその損害賠償をするかというのであつて、品物そのものは返つてこないでしよう。そこを言うのですよ。

○政府委員（中川實治君）　くだいようでございますけれども、物の性格上、「売却スルコト能ハズ」と客観的に認められる物件でないのに、署長の恣意に基いてそうなりと認定した場合におきましては、その行為は無効でございます。す、法律論といったしまして。

○大川光三君　今のお言葉です、ね、署長が「能ハズト認メラルル物件」だと認定した場合、実際は売却できるものを、能わずと認定した行為は無効だということになりますと、そのいわゆる無効なりということとは、どこで、この条文のどこでそれが出てくるでしょう。あるいは裁判を受けなければ無効が確定しないということになれば、国民の保護というものに大へん欠けることがある。

ところでもう一つ念のために、くだい
 よりですが、たとえば廃棄物、廃棄処
 分した場合に、いわゆる民法百九十三
 条の遺失物としての回収権が、二年間
 は民法である。廃棄処分してしまつた
 分について、いわゆる民法の二年間の
 回収権というものはないことになりま
 しょうか。そこなんです。もし民法の
 回収ができるならば、廃棄処分になつ
 た後でも、なお二年間は回収できるこ
 とになりますけれども、廃棄処分して

しまつた以上は、もはや民法百九十三
条の遺失物の権利がなくなつてしまふ
ということになりますと、やはりこの
条文について何か救済規定がなければ
ならぬと私は考えるのですが、いかが
でしょうか。

○政府委員(中川董治君) これはくどいようですが、客観的に認められる物件であることに限定しておりますので、客観的に認められる物件でないのに、署長がそれをやれば、これが無効になる、こう申したわけですが、これは廃棄ということの法律行為的なことを考えておりませんものですか、いつも考えが食い違うのでございしますが、そういう場合においては、廃棄という事実行為でございしますが、物

がなくなってしまう、物件がなくなってしまうから、民法の権利その他は全部自然消滅になってしまふ。それをやたらに廃棄したということになると、不法行為になります。不法行為になると、特別法なかりせば、民法の条文を適用してゐる。民法に基いて損害賠償の責任が生じてくる。この場合は警察署長は公務員でございますから、こういう過失があれば、国家賠償が出てくるということになりますのであります。

○委員長代理(大沢雄一君) 他に御発言がないようでございますから、本連合会はこれで終了することといたします。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長代理(大沢雄一君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

昭和三十三年二月十七日印刷

昭和三十三年二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局